

『多様な働き方実践企業認定制度』申請要領

1 趣旨

男女ともにいきいきと働ける職場環境づくりを進めるため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践している企業・事業所等（以下「企業等」という。）を認定します。

2 申請

- (1) 埼玉県内に所在するすべての企業等を対象とします。
- (2) 方法 認定申請書に所用事項を記載の上、申請してください。

3 認定方法

多様な働き方実践企業認定制度審査会において認定を行います。

4 認定基準等

(1) 認定基準

次の認定基準のうち、2つ以上に該当する企業等を認定する。

女性が多様な働き方を選べる企業

子育てや介護をしやすいするための多様な働き方の制度を複数導入しており、過去3か年度で利用実績がある。

- ア 育児介護休業法で定める短時間勤務制度
- イ 育児介護休業法所定外労働の制限（残業の免除）
- ウ フレックスタイム制度
- エ 始業、終業時刻の繰上げ、繰下げ
- オ 託児環境の整備（託児施設・企業内保育所の設置運営等）
- カ 出産退職（介護離職）後の正社員としての再雇用
- キ 在宅勤務制度
- ク その他多様な働き方に関する制度

法定義務を上回る短時間勤務制度等が職場に定着している企業

育児介護休業法の義務を上回る短時間勤務制度などが導入され、利用実績があること

短時間勤務の法定義務

育児の場合は子が3歳未満まで1日6時間、介護の場合は利用開始から3年間で2回以上で1日6時間)

出産した女性が現に働き続けている企業

(目安) 過去5か年度で出産した女性従業員の復帰1年後の継続就業率が50%以上

女性管理職が活躍している企業

女性を積極的に管理職として登用している。

(目安) 管理職(役員を含む)のうち女性が平均10%以上在籍

男性社員の子育て支援等を積極的に行っている企業

男性も子育てや介護に参加できるような制度を複数導入している。

- ア ノー残業デーの実施など、時間外勤務の縮減
- イ 時間単位の有給休暇の整備
- ウ 育児介護休業法を上回る子の看護休暇や介護休暇の整備
- エ 配置転換配慮
- オ 妻出産時の特別休暇

取り組み姿勢を明確にしている企業

企業として、多様な働き方への取り組みを内外に意思表示している。

(例) 経営方針等で、多様な働き方に関する姿勢を明示

埼玉版ウーマノミクスの趣旨に賛同し、多様な働き方を推進します。

(3) 認定区分

プラチナ：認定基準 から の全てに該当

ゴールド：認定基準 から のうち4つ以上に該当

シルバー：認定基準 から のうち2つ以上に該当

(4) 評価区分(プラス評価)

認定を受けている企業等で、男性の働き方の見直しにも取り組んでいる企業

男性職員が育児休業として、連続5日以上(勤務を要しない日を除く)取得し、かつ原職に復帰している。

(5) 県は申請のあった企業等を訪問し、実践の内容を確認させていただきます。

その際には、就業規則、労働協約、制度の利用実績、該当者のタイムカードなど、取組実績の概要がわかるものを御準備ください。

(6) 過去3年間において労働基準法や育児・介護休業法等の関係法令に違反する重大な事実がある企業等は申請することができません。

5 認定のメリット等

(1) 認定証などの交付

認定証と楯、ステッカーを交付します。

ステッカーは電子データも御用意していますので、名刺やホームページなどで会社のイメージアップに御活用いただけます。

(2) 求人面でのPR

子育て期でも働きやすい会社として、求人の際にもPRが可能です。

県のホームページでも紹介します。

(3) 研修などの情報を提供

女性従業員のスキルアップのための研修や管理職向けのワークショップなど、お得な情報をメールでお届けします。

(4) 県建設工事の新規の入札参加資格申請時の加点

入札参加資格申請（新規・更新）時に加点を受けられます。

(5) 中小企業制度融資

低利の県制度融資「事業資金・働き方改革企業優遇貸付」を御利用いただけます（別途審査あり）。

6 申請先及び問い合わせ先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部ウーマノミクス課企画・企業内保育所担当

もしくは各地域振興センター

電話 048-830-3963

FAX 048-830-4821

電子メール a3960-01@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0810/tayou-top/tayou-top.html>

<http://www.ecity.ne.jp/tayou/>